

秋田市告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第85条の規定により告示する。

令和7年8月4日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人秋田 県厚生協 会	南寿園ホー ムヘルパー ステーショ ン	秋田市上北手猿田 字後谷地108番 3号	令和7年7月31日	訪問介護
株式会社 サンメデ ィカル	あったかい ごセンター 秋田指定居 宅介護支援 事業所	秋田市土崎港中央 三丁目12番 9 号	令和7年7月31日	居宅介護支援